

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告 柴田 ほか3名

被告 国

準備書面(2)

令和7年11月21日

東京地方裁判所民事第50部合D係 御中

被告指定代理人 橋本政和

津野立也

杉田龍政

阿川嘉道

武田寛子

高橋一光

金山亮吾

第1 原告らの求釈明について

- 1 原告らは、「被告は、刑訴法89条1号に関して、「保証金の担保によっては逃亡を防止することができないと定型的に考えられたために設けられた規定」と主張」し、また、「被告は、刑訴法89条3号に関して、「同号に規定するような被告人は、定型的に逃亡のおそれが極めて強い」と主張する」(ママ)が、それらの「立証は一切なされていない」として、被告に対し、「保釈の逃亡率」についての罪刑別のデータなどを提出するよう釈明を求めている(原告らの2025年9月18日付け求釈明申立書(1)(以下「原告ら求釈明申立書(1)」という。)1及び2ページ)。
- 2 しかし、被告は、刑訴法89条1号に関する被告の主張については乙第5号証及び第17号証を証拠提出することにより、同条3号に関する被告の主張についても同号証を証拠提出することにより、これらを立証し、その内容を明らかにしている。

そのため、原告ら求釈明申立書(1)の求釈明事項については、回答の要を認めない。

第2 結語

以上から、原告ら求釈明申立書(1)の求釈明事項について、回答しない。

以 上